

半田市ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験受験支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高等学校を卒業していない(中退を含む。)ひとり親家庭等の親又は児童が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験(以下「高卒認定試験」という。)の合格を目指す場合において、対策講座の受講費用の軽減を図るため、半田市ひとり親家庭等自立支援給付金支給要綱第3条第7号に規定する受験支援給付金の事業実施について必要な事項を定めるものとする。

(給付金の種類)

第2条 給付金の種類は、高等学校卒業程度認定試験の受験支援給付金(以下「受験支援給付金」という。)とし、支給対象者が高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給するものとする。

(対象者)

第3条 支給対象者は、市内に住所を有するひとり親家庭等で現に児童を扶養している者及び当該児童であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする(半田市ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱に規定する給付金を受給している者を除く。)。この場合において、「児童」とは、20歳に満たない者をいう。

(1) ひとり親家庭等の親が児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。ただし、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第6条の7の規定は適用しない。

(2) 就学経験、就業経験、技能及び資格の取得状況並びに労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると市長が認める者であること。

2 受験支援給付金の支給は、原則として、対象者一人につき、それぞれ一回限りとする。

(支給額等)

第4条 受験支援給付金の支給額は、支給対象者が高卒認定試験のために本人が支払った受験料であって、文部科学省の定める額とする。ただし、対象とする試験は、全科目合格時及びその直前に受験したもの2回分までとする。

2 給付金の支給年度は、申請のあった日の属する年度とする。

(給付金の支給)

第5条 給付金の支給は、次のとおりとする。

(1) 受験支援給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、文部科学省から合格証書が送付された後に、市長に対して、半田市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験受験支援事業給付金支給申請書（様式第1）を提出するものとする。

ア 受験支援給付金の支給申請は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

イ 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、市長が認める場合は、当該書類の全部又は一部を省略することができる。

(ア) 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本の写し

(イ) 世帯全員の住民票の写し

(ウ) 申請者に係る児童扶養手当証書の写し（当該申請者が児童扶養手当受給者の場合。）又は申請者の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合は前々年分、8月から12月までの間に申請する場合は前年分。）並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数に係る市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額に係る市町村長の証明書を含む。）

(エ) 文部科学省が発行する合格証書の写し

(オ) 申請者が支払った受験料について確認できる書類又は受験科目を確認できる書類の写し

2 市長は、支給申請書を受理したときは、受給要件の審査を行い、速やかに支給の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の決定を行ったときは、遅滞なくその旨を申請者に通知しなければならない。この場合において、支給を決定したときは半田市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験受験支援事業給付金支給決定通知書（様式第2）、支給を却下したときは半田市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験受験支援事業給付金却下通知書（様式第3）に

より通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により支給決定を行ったときは、速やかに受験支援給付金を支給するものとする。

(給付金の返還)

第8条 市長は、偽りその他の不正な手段により給付金の支給を受けた者がいるときは、支給額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(状況報告及び調査)

第9条 市長は、給付金の適正な支給を確保するために必要があると認めるときは、高等学校卒業程度認定試験の受験状況等について、申請者から報告を求め、又は関係職員に調査させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

半田市ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験受験支援事業

給付金支給申請書

年 月 日

半 田 市 長 様

申請者氏名

受験支援給付金の支給を受けたいので、下記により申請します。

氏名 (申請者)	フリガナ	生 年 月 日	年 月 日(才)	
児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生 年 月 日	年 月 日(才)	
住 所	〒		電 話	—
① 受 験 科 目	1	2	3	4
	5	6	7	8
所要費用 (受験費用)	円			
② 受 験 科 目	1	2	3	4
	5	6	7	8
所要費用 (受験費用)	円			
合格証書に記載 されている日付	年 月 日			
過去の受給の有無	過去に高等学校卒業程度認定試験合格支援給付を受けたことが 有 ・ 無			
振 込 口 座	銀 行 名		口座の種類	普通 ・ 当座
	支 店 名		口座番号	
	フリガナ 口座名義			
児童扶養手当の 受給の有無	有 ・ 無			
同 意 書	戸籍情報・住民基本台帳情報・児童扶養手当受給情報を半田市が調査することに同意します。 署名			
(備考) 事前相談日	年 月 日			
相談担当者職氏名				受理番号

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、高等学校卒業程度認定試験の全科目合格時及びその直前の受験料です。
- 2 ①については、全科目合格時の受験に係る受験科目及び所要費用(受験費用)を記入してください。
- 3 ②については、全科目合格直前の受験に係る受験科目及び所要費用(受験費用)を記入してください。
該当のない場合は記入不要です。

半田市ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験受験支援事業
給付金支給決定通知書

氏名 (申請者)	フリガナ	生 年 月 日	年 月 日(才)		
児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生 年 月 日	年 月 日(才)		
住所	〒				
①	受験科目	1	2	3	4
		5	6	7	8
	所要費用 (受験費用)	円			
②	受験科目	1	2	3	4
		5	6	7	8
	所要費用 (受験費用)	円			
給付金決定額	円				
合格証書に記載 されている日付	年 月 日				
振込口座	銀行名			口座の種類	普通 ・ 当座
	支店名			口座番号	
	フリガナ 口座名義				
<p>年 月 日付で提出のありました半田市ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験受験支援事業給付金支給申請書に基づき審査したところ、上記のとおり決定したので通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">半田市長 印</p>					

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、全科目合格時及びその直前に受験した受験料で、2回分を上限とします。
- 2 支給申請時から、以下のような生活状況の変化が生じたときは、あなたが半田市ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験受験支援事業給付金の支給申請をされた窓口に、その旨連絡してください。
 - イ 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったとき
 - ロ 半田市に住所を有しなくなったとき
 - ハ 養成機関への修業を取りやめたとき
 - ニ その他重要な異動があったとき
- 3 支給申請内容に不実及び虚偽の申告があった場合は、支給決定の取消し又は変更を実施し、すでに支給している給付金等あるときは返還を求めることがあります。

様式第3(第5条関係)

半田市ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験受験支援事業
給付金却下通知書

氏名 (申請者)	カガナ			生年 月日	年 月 日(才)
児童の氏名 (受講者が児童の場合)	カガナ			生年 月日	年 月 日(才)
住所	〒				
① 受験科目	1	2	3	4	
	5	6	7	8	
所要費用 (受験費用)	円				
② 受験科目	1	2	3	4	
	5	6	7	8	
所要費用 (受験費用)	円				
合格証書に記載 されている日付	年 月 日				
却下理由					

年 月 日付けで半田市ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験受験支援事業給付金支給申請がありましたが、上記のとおり却下しましたので通知します。

年 月 日

半田市長

印